

# 一般社団法人GIS支援センター 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人GIS支援センター（英文名:Geographic Information System Support Center 略称「GIS-SC」以下「当法人」という）と称する。

(主たる事務所等)

第2条 当法人は、主たる事務所を大阪市に置く。

2 当法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は、地理情報システム（GIS）の活用を推進するGIS大縮尺空間データ官民共有化推進協議会をはじめとする諸団体（以後、「GIS活用推進諸団体」という）の活動を支援するとともに、地理空間情報の活用に関する技術の普及及び研究を行い、地理空間情報における行政と民間の連携を促進することで、社会基盤の持続的発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) GIS活用推進諸団体の活動に関するシステムの開発及び運用の支援。
- (2) 地理空間情報の整備と更新及び活用推進に関する技術の普及及び研究。
- (3) 前号の他、社会基盤の持続的発展の為のシステムの開発及び運用。
- (4) その他前各号に掲げる事業に附帯または関連する事業。

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第2章 会員

(種別)

第6条 当法人の会員は、次のとおりとし、正会員を持って一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人または団体
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人または団体

(入会)

第7条 当法人の正会員として入会しようとする者は、入会申込書により入会を申し込み、理

事会の承認をもって正会員となることができる。

- 2 当法人の目的に賛同する団体及び個人は、理事会の承認をもって賛助会員となることができる。

#### (会員の権利)

第8条 正会員は、社員総会において議決権を有するとともに、別に定める規則により当法人の役員に立候補し選出される権利を有する。

- 2 正会員及び賛助会員は、理事会が別に定める規定により、第4条に定める事業及び第52条に定める各種委員会へ参加することができる。

#### (会員の義務)

第9条 正会員及び賛助会員は、社員総会において別に定める、入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 正会員は入会金の納付が完了するまでは、その権利を行使することができない。

#### (任意退会)

第10条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

#### (除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、第19条第2項に定める社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき

#### (会員資格の喪失)

第12条 前2条の場合の他、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して1年以上されなかったとき
- (2) 総正会員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡または解散したとき

#### (会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は返還しない。

## 第3章 社員総会

#### (構成)

第14条 社員総会は、正会員をもって構成し、総正会員の議決権の過半数を有する正会員の出

席で成立する。

- 2 社員総会の出欠及び議決にかかる権利は、個人及び団体会員ともに1とする。
- 3 正会員が書面または電磁的記録により、社員総会における議決事項の全部又は一部に関し、社員総会の議長または出席した正社員への委任の意思表示をしたときは、その委任事項の審議及び議決に関しては、社員総会へ出席したものとみなす。

(開催)

第15条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、書面または電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続きを省略することができる。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

(審議事項)

第17条 社員総会は、次の事項を審議し決議する。

- (1) 入会の基準ならびに会員及び入会金の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任及び解任
- (4) 理事及び監事の報酬の額またはその規程
- (5) 各事業年度の決算報告
- (6) 定款の変更
- (7) 長期借入金ならびに重要な財産の処分及び譲受け
- (8) 解散
- (9) 合併ならびに事業の全部及び事業の重要な一部の譲渡
- (10) 理事会において社員総会に付議した事項
- (11) 前各号の定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(議長)

第18条 社員総会の議長は、理事長がこれにあたる。理事長に事故等による支障があるときは、その社員総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

(決議)

第19条 第17条に規定する事項に関する議決は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数で決する。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決の3分の2以上の多数をもって行う。
  - (1) 会員の除名
  - (2) 監事の解任

- (3) 定款の変更
  - (4) 解散に関する事項
  - (5) その他法令で定めた事項
- 3 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議及び報告の省略)

- 第20条 理事または正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について正会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。
- 2 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

- 第21条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名または記名押印する。

(社員総会規則)

- 第22条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令またはこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規則による。

## 第4章 役員等

(役員設置等)

- 第23条 当法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事 3名以上10名以内
  - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を理事長、3名以内を副理事長とし、理事長をもって一般法人法上の代表理事とする。
- 3 理事のうち、3名以内を常務理事とすることができる。

(選任等)

- 第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって正社員の中から選任する。
- 2 理事長及び副理事長、常務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

(理事の職務及び権限)

- 第25条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は当法人を代表し、その業務を執行する。
  - 3 副理事長は理事長の業務を補佐するとともに、その一部を代行することができる。
  - 4 副理事長が理事長の業務を代行できる範囲は、理事会で定める。

- 5 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第 26 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 27 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 3 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

- 4 理事または監事は、第 23 条に定める定数に満たなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 28 条 理事または監事は、社員総会の議決によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第 29 条 常勤の理事及び監事に対しては、社員総会の決議を経て報酬、賞与その他の職務執行の対価として、この法人から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)として支給することができる。

(顧問)

第 30 条 当法人に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事または会員から推薦を受け、理事会において選任する。

- 3 顧問は、原則無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いを妨げるものではない。

(顧問の職務)

第 31 条 顧問は、理事長の諮問に答え、理事長に対し、意見を述べることができる。

## 第 5 章 理事会

(構成)

第 32 条 当法人に理事会を置く

- 2 理事会は、すべての理事を持って構成する。

(権限)

第 33 条 理事会は次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
  - (2) 理事の職務の執行の監督
  - (3) 前各号に定める法人の業務執行に必要な、運営事項に関する規則の制定、変更及び廃止に関する事項
  - (4) 理事長、副理事長、常務理事の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項、その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
  - (2) 多額の借財
  - (3) 重要な使用人の選任及び解任
  - (4) 従たる事務所、その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
  - (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他、当法人の業務の適性を確保するために必要な法令で定める体制の整備

(理事会の開催)

第 34 条 理事会は通常理事会及び臨時理事会とする。

- 2 通常理事会は毎年 2 回以上開催するものとする。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 理事長が必要と認めたとき
  - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき
  - (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき
  - (4) 監事が必要と認めて理事長に招集の請求があったとき
  - (5) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした監事が招集したとき

(招集)

第 35 条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第 3 項第 3 号により理事が招集する場合及び同項第 5 号により監事が招集する場合を除く。

- 2 理事長は、前条第 3 項第 2 号または第 4 号に該当する場合は、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第 36 条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれに当たる。

(理事会の決議)

第 37 条 理事会の決議は、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第 38 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名もしくは記名押印または電子署名をしなければならない。

(理事会規則)

第 40 条 理事会に関する事項は、法令またはこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

## 第 6 章 基金

(基金の募集)

第 41 条 当法人は、会員または第三者に対し、一般法人法第 131 条に規定する基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金募集の方法)

第 42 条 基金の募集、割当及び払込等の手続きについては、理事会の決議を経て理事長が別に定める基金取扱い規程によるものとする。

(基金の拋出者の権利)

第 43 条 基金の拋出者は、前条の基金取扱い規程に定める日まで、その返還を請求することができない。

(基金の返還手続)

第 44 条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第 141 条 2 項に定める範囲内でおこなうものとする。

## 第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 45 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 46 条 当法人の事業計画書、収支予算書ならびに資金調達及び整備投資の見込みについては、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の事業計画及び収支予算の具体的な執行方法は、理事会の議決により別に定める。

- 3 前各項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置く。

(事業報告及び決算)

第 47 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告(第 2 号及び第 5 号の書類を除く)しなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項第 3 号、第 4 号、第 6 号の書類については、定時社員総会の承認を受けなければならない。
  - 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事業所に 5 年間、従たる事務所に 3 年間、備え置き、一般閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
    - (1) 監査報告
    - (2) 会計監査報告
    - (3) 理事及び監事の名簿
    - (4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
    - (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(剰余金の分配)

第 48 条 当法人は、剰余金の分配は行わない。

## 第 8 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第 49 条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって変更することができる。

(解散)

第 50 条 当法人は、一般法人法第 148 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号から第 7 号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正社員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって解散することができる。

(残余財産等)

第 51 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。



## 第9章 委員会

(委員会)

第52条 当法人の事業を推進するために企画・運営委員会のほか必要があるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

- 2 企画・運営委員会はこの法人の事業に関わる企画や運営について協議立案し、理事会に提案し、その事業の実施を担当する。
- 3 各委員会の委員は、会員及び有識者のうちから理事会が選任する。
- 4 各委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。
- 5 委員が委員会に出席するための交通費及び謝金については、別途定める。

## 第10章 事務局

(設置等)

第53条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置くことができる。
- 3 職員は、理事長が理事会の承認を得て任命する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

## 第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第54条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規定による。

(個人情報保護)

第55条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第12章 補則

(委任)

第56条 当定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(特別の利益の禁止)

第 57 条 当法人は、当法人に財産の贈与もしくは遺贈する者、当法人の役員もしくは正会員またはこれらの親族等に対し、施設利用、金銭の貸付、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

(最初の事業年度)

第 58 条 当法人の設立初年度の事業年度は、第 45 の規定にかかわらず当法人の成立の日から令和 3 年 3 月 31 日までとする。

(設立時役員等)

第 59 条 当法人の設立時理事及び監事は、次のとおりである。

設立時代表理事 碓井 照子

設立時理事 柳川 重信

設立時理事 北川 育夫

設立時理事 裕村 一保

設立時理事 一氏 昭吉

設立時理事 西川 啓一

設立時理事 三浦 泰夫

設立時理事 安田 晋

設立時理事 木下 克己

設立時監事 村尾 吉章

(設立時社員の氏名または名称及び住所)

第 60 条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 省略

(法令の準拠)

第 61 条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

附則

この定款は、この法人の成立の日から施行する。

法人の成立 2020 年 4 月 21 日